

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成27年9月6日 16時00分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美大島北西方沖 曾津高埼灯台から真方位314°22.5海里付近 (概位 北緯28°31.0′ 東経128°50.0′)
インシデントの概要	漁船第十一千代丸は、かつお一本釣りの操業中、操舵装置が作動せず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年9月18日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十一千代丸、64.43トン MZ2-860（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 漁労長
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.5m
インシデントの経過	本船は、漁労長が魚群に向けて舵を左に切った後、中央に戻そうとしたが、舵板が動かなかった。 本船は、主機を停止して、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視船等にえい航されて奄美市名瀬港に入港した。 本船は、機関修理業者が点検した結果、操舵装置のポンプユニットに取り付けられた電磁弁体のスプール（油の流れ方向を切り替える方向制御弁）が、同電磁弁体内の折損したスプリングを噛みこんで油圧での操舵装置の制御が行えなかったことが判明した。
分析	本船は、操舵装置のポンプユニットに取り付けられた電磁弁体のスプールが同電磁弁体内の折損したスプリングを噛みこんだことから、操舵装置の油圧の制御が行えなくなり、運航不能になったものと考えられる。 スプリングが折損した状況については、明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、操舵装置のポンプユニットに取り付けられた電磁弁体のスプールが同電磁弁体内の折損したスプリングを噛みこんだため、操舵装置の油圧の制御が行えなかったことにより発生したものと考えられる。